

社会福祉法人 札幌蒼生会

役員等報酬規程

社会福祉法人 札幌蒼生会

社会福祉法人札幌蒼生会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌蒼生会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事長、理事及び監事をいう。

(役員・評議員の費用弁償)

第3条 役員並びに評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、交通費 5,000 円を費用弁償として支給する。ただし、常勤である者にはこれを支給しない。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査する業務にあたった場合は、交通費 5,000 円を費用弁償として支給する。

(理事長の報酬)

第4条 常勤である理事長には報酬および賞与を支給する。

2 前項の報酬および賞与は、別表に掲げるところによるものとする。報酬の支給額の決定については評議員会において行い、決定後は原則毎年1号ずつ昇給するものとする。ただし法人の収支実績により、評議員会において昇給停止の決定をすることがある。

3 通勤手当については職員給与規程第8条を準用して対応する。

4 報酬および賞与の支払方法および支給日については、職員給与規程第25条及び第26条の規定を準用して対応する。

(理事長報酬の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(理事の報酬)

第6条 理事は無報酬とする。

2 法人の職員（施設長等）が理事の場合は、職員給与規程に基づき支給する。

(監事の報酬)

第7条 監事は無報酬とする。

(評議員の報酬)

第8条 定款第8条の規定に基づき、評議員は無報酬とする。

(出張旅費等)

第9条 役員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規定に基づき出張旅費等を支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この報酬規程は、平成15年1月1日から施行する。

この報酬規程は、平成16年4月1日改正し、同日から施行する。

この報酬規程は、平成25年6月1日改正し、同日から施行する。

この報酬規程は、平成27年12月1日改正し、同日から施行する。

この報酬規程は、平成29年4月1日改正し、同日から施行する。

この報酬規程は、平成30年6月21日改正し、同日から施行する。

<別 表>

職 名	報 酬 の 区 分	金 額 等	
理 事 長	報 酬 月 額	1号	500,000円
		2号	510,000円
		3号	520,000円
		4号	530,000円
		5号	540,000円
		6号	550,000円
		7号	560,000円
		8号	570,000円
		9号	580,000円
		10号	590,000円
		11号	600,000円
		12号	610,000円
		13号	620,000円
		14号	630,000円
		15号	640,000円
		16号	650,000円
		17号	660,000円
		18号	670,000円
		19号	680,000円
		20号	690,000円
		21号	700,000円
		22号	710,000円
		23号	720,000円
		24号	730,000円
		25号	740,000円
		26号	750,000円
		27号	760,000円
		28号	770,000円
		29号	780,000円
		30号	790,000円
		31号	800,000円
		夏 季 賞 与	報酬月額の1.3か月を支給
	冬 季 賞 与	報酬月額の1.5か月を支給	

(注1) 賞与は6月1日、12月1日（これらの日を「基準日」という）に在職する常勤の理事長に対して支給する。

また、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 か 月 以 上	1 0 0 / 1 0 0
5 か 月 以 上 6 か 月 未 満	8 0 / 1 0 0
3 か 月 以 上 5 か 月 未 満	6 0 / 1 0 0
3 か 月 未 満	3 0 / 1 0 0